

令和3年10月25日

保育所・幼稚園等利用保護者様
学童保育クラブ利用保護者様

瑞穂町福祉部
子育て応援課長 石川 修
(公印省略)

新型コロナウイルス感染の再拡大防止のための保育所・幼稚園等 及び学童保育クラブの利用の際の注意事項について（協力依頼）

平素は、町の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都知事は、感染の再拡大の防止及び経済活動の回復を両立させるため、令和3年10月24日（日）までのおよそ3週間を「リバウンド防止措置期間」と位置づけ、「東京都におけるリバウンド防止措置」による行動制限の段階的な緩和を実施したところ、新規陽性者及び入院患者の減少等、一定の効果があったと判断し、同月25日（月）から同年11月30日（火）までを「基本的対策徹底期間」として、感染防止対策の徹底を引き続き呼び掛けています。

町でも、「リバウンド防止措置期間」は終了したものの、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではないことを踏まえ、感染再拡大防止に向けて取り組んでまいります。

保育所及び幼稚園等、学童保育クラブ等利用保護者の皆様にも、下記事項について、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 お守りいただきたい事項

- ①家庭における感染症予防策（3密回避、手洗い、うがい、マスク着用、検温、健康観察、換気、消毒、会食を控える等）を徹底してください。
- ②自宅で保育が可能な場合は、利用を控えてください。
- ③各施設の過密状態を少しでも軽減するため、開所時間にかかるわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎をお願いします。
- ④検温、体調チェック等を必ず行い、児童に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、登所を控えてください。また、児童の体調が良好でも同居家族に風邪症状が見られる場合は、可能な限り登所を控えてください。
- ⑤保育所等及び学童保育クラブを利用しているお子さん又はお子さんの同居の家族が、以下のうちいずれかひとつにでも該当する場合は、登所を自粛の上、速やかに利用施設へご連絡ください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症の患者と診断された」又は「新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者に特定された」場合
 - ・医師の判断等によりPCR検査又は抗原検査を受ける予定になった場合

2 問合せ 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 Tel（042）557-8658